

仕様書

第1 事業名

多摩・島しょ地域旅行商品販売促進事業業務委託【国内旅行者向け】

第2 目的

多摩・島しょ地域には、豊かな自然など多くの観光資源が存在しているものの、旅行目的地としての認知度の向上が課題となっている。各種イベントが東京で開催される中、全国から集まる旅行者を多摩・島しょ地域へ送客するため、多摩・島しょ地域の観光資源を活かした旅行商品（体験コンテンツ）の開発及び販売を行うとともに、効果的な販売プロモーションを実施する。

第3 契約期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

第4 委託業務内容

1 全体運営

本事業の履行に当たり、以下の（1）から（3）に留意すること。

（1）上記「第2 目的」を踏まえ、以下の地域においてアからオを行うこと。

<事業実施地域>

・多摩地域

東京23区及び島しょ地域を除く全域とする。なお、自然公園（国立公園・国定公園・都立自然公園）に指定された地域を含めること。

・島しょ地域

大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村のうち、1町村とする。

<実施内容>

ア 受入体制の構築

イ 体験コンテンツの造成

ウ 販売促進

エ 効果的な販売手法の提供及び情報提供

オ 次年度における体験コンテンツ造成に向けた準備

（2）公益財団法人東京観光財団（以下、「TCVB」という。）と協議の上、詳細なスケジュール等を記述した事業計画書を作成し、TCVBの承認を得ること。

（3）事業の実施に当たっては、関係自治体等の協力を得ながら実施体制の整備、実施業務の詳細について、TCVBと協議を行いながら、受託者が責任をもって進めること。また、常時速やかに連絡・調整が可能な事務局機能を確保し、当該事業全体の統括を行うこと。

2 受入体制の構築

受託者は、事業実施地域における旅行者の受入体制の構築に向けて、以下の内容を実施すること。

（1）事前調査

ア 過去の実績データや公開データ等から、体験コンテンツに対する旅行者のニーズを年齢、性別等

で区分し、分析すること。

イ 事業実施地域に現存する体験コンテンツについて調査し、本事業における体験コンテンツ造成事業者（以下、「事業者」という。）の候補を抽出すること。なお、抽出数は多摩・島しょそれぞれ20件程度とする。

ウ イで抽出した体験コンテンツについて、原則として観光及び体験コンテンツ造成の知見を有する専門家等（以下、「専門家」という。）が現地視察を行い、体験の実施状況を確認すること。専門家の選定については、適任者を提案し、TCVBと協議の上決定する。

現地視察先は上記アの分析データに基づき選定し、TCVBの承認を得るとともに、現地視察に伴う諸調整を実施すること。

エ 上記アからウを踏まえ、専門家の視点による評価を行い、コメント等も含有しTCVBに報告すること。

(2) 地域の実情を踏まえた取組の実施

多摩・島しょ地域の関係者（市町村・観光協会・民間事業者等）に対し、体験コンテンツ造成・販売による旅行者の誘客を進める上で必要とされる取組を行うこと。取組内容については、本事業の目的や各地域の実情を踏まえた上で検討すること。

取組内容やその実施方法について提案し、TCVBと協議の上実施すること。なお、実施に当たっては、関係者との調整も含め受託事業者が責任を持って対応すること。

3 体験コンテンツの造成

受託者は、体験コンテンツの新規開発や既存体験コンテンツの磨き上げを行い、商品化すること。

(1) 対象とする体験コンテンツや、新規開発及び磨き上げの実施方法等について提案し、TCVBと協議の上実施すること。実施方法については、現地に赴いて事業者と直接助言等を行うとともに、電話やメール等も含めた継続的な助言とサポートを行うような方法とすること。なお、実施に当たっては、受託事業者が責任を持って対応すること。

(2) 体験コンテンツの造成にあたっては、専門家を活用すること。

(3) 事業者とのやりとりをまとめたレポートを作成し、定期的にTCVBに報告すること。

(4) 多摩・島しょ地域それぞれ8件以上の体験コンテンツを造成すること。なお、6件程度は新規開発すること。

(5) 多摩地域においては、多摩全域に旅行者を送客できるよう実施地域を検討すること。

4 販売促進

受託者は、3において造成した体験コンテンツを旅行者に販売するとともに効果的な販売プロモーションを実施すること。

(1) 体験予約サイト（以下、「予約サイト」という。）を活用して体験コンテンツを販売する手法を提案し、旅行者に対して販売すること。なお、以下の事項を踏まえて販売すること。

①予約サイト内に、体験コンテンツの魅力を訴求する特集ページを制作すること。特集ページは平成31年9月までに公開とする。

②上記①で制作した特集ページに、本事業で商品化した体験コンテンツを掲載し、販売すること。その際の掲載費用は事業者から収受しないものとするが、販売手数料は提案によるものとする。

③予約サイトの閲覧者を、特集ページに効果的に誘導するよう、トップページに特集ページのバナー

- ーを掲載すること。バナー掲載期間は、契約期間終了までとする。
- ④カスタマーサポートを設置するなど事業者へのサポート体制を充実させること。
 - ⑤予約サイトの対応言語は、日本語とする。
 - ⑥本事業終了後は、事業者と協議の上、特集ページへの掲載を継続してもよいこととするが、その際の掲載費用や販売手数料は事業者の負担とする。
 - ⑦30年度事業で造成した体験コンテンツについても、事業者と調整の上、掲載し販売すること。その際の掲載費用は事業者から収受しないものとするが、販売手数料は提案によるものとする。
- (2) 旅行会社等へのセールスや商談会への参加等、体験コンテンツの販路拡大に向けて、効果的なプロモーションの内容や期間、必要なツールを提案し、TCVB と協議の上実施すること。ツールの作成に要する費用は委託費に含める。
 - (3) 東京都が出展するツーリズム EXPO ジャパンのブースにおいて、商談等を行うこと。あわせて商談の際に必要なツールを作成すること。
 - (4) 契約期間内の体験コンテンツの送客目標を設定し、販売状況に応じて、目標達成に向けて効果的な販売施策を行うこと。

5 効果的な販売手法及び情報の提供

受託者の知見を活かし、事業者が継続して体験コンテンツを販売するための効果的な手法を事業者提供すること。提供方法等についてはTCVBと協議の上決定する。

6 次年度の計画

次年度分の体験コンテンツの開発に向けて、2の受入体制の構築を今年度中に実施すること。

7 報告書の提出

受託者は、本事業における全ての工程終了後に、全体をまとめた報告書を作成し、提出すること。

(1) 調査報告書 30部

- ・目次、体裁等はTCVBと協議の上決定すること。
- ・セミナー、現地視察及びワークショップ、販売支援等の現場写真を必ず取り入れること。

(2) ツールブック

本事業で実施した体験コンテンツの造成から販売までの手法をまとめたツールブックを作成すること。ツールブックの部数はTCVBと協議の上決定すること。

(3) 報告書類の電子データ一式(CD-R) 2部

「Microsoft Word2010」以上、「Microsoft Excel2010」以上または「Microsoft Power Point2010」以上のいずれかによる。

(4) 写真・映像

当委託において撮影した写真および映像のデータ

(5) TCVBの承諾

事前に報告書を案として1度提出し、報告書の内容についてTCVBと協議し承認を得ること。また、TCVBが必要と認めるときは、その求めに応じて報告書の基となるデータを提出すること。

第5 著作権

- 1 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- 2 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、すべて TCVB に帰属する。
- 3 本件委託による得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本件委託における制作物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- 4 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。
- 5 上記 1、2、3 及び 4 の規定は、第 7 により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- 6 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

第 6 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に再委託させてはならない。ただし、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第 7 個人情報の保護

- 1 受託者は、本契約の履行にあたり、関係法令、条例及び規則を十分に遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行にあたり、TCVB の保有する個人情報の取扱いについては、別紙 1「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 3 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 8 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

第 9 その他

- 1 受託者は、業務の詳細について、TCVB の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- 2 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに TCVB に連絡すること。

- 3 本仕様書に疑義がある場合は、TCVB と事前に協議すること。
- 4 この契約にかかる費用は、特に仕様書に記載のあるものを除き、全て契約金額に含むものとする。
- 5 本契約は、平成31年度東京都予算が東京都議会において委託契約締結前に可決・成立し、平成31年度の財団収支予算が平成31年3月31日までに財団理事会で承認された場合において、平成31年4月1日に確定するものとする。

第10 契約更新について

本事業は、数か年計画で実施予定のため、継続的支援が望ましいことから、本委託業務に係る契約は、受託者が良好な履行を行ったとTCVBが判断する場合、事業終了まで更新ができるものとする。

更新にあたっての業務内容・規模については、本委託契約に係る契約期間内に別途提示する。

第11 連絡先・提出先

公益財団法人 東京観光財団 地域振興部

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階

担当：中村・深田・丹下

電 話 03-5579-2682 (直通)

FAX 03-5579-8785